

南部町教育委員会

南部町の教育

令和 6 年度

南部町教育行政施策の概要

2024/04/01

南部町の教育

〔教育の理念〕

ふるさとを愛し、志高く、南部町から未来を切り拓くひとづくり
～自立・共生・参画～

〔めざす子ども像と社会の姿〕

○ 心豊かな 自律した子どもの育成

⇒夢や目標をもち、努力し続ける子ども

⇒みんなの気持ちを理解し、共に支え合う子ども

南部町教育がめざす「心豊かな自律した子どもの育成」とは、乳幼児期から、あたたかく豊かな人や自然との触れ合いを通して、ふるさとに愛着をもち、一人一人を大切にすることにあります。

コミュニティ・スクールの充実・発展を図り、地域とともに歩む学校づくりを推進することで、その環境を整えます。また、「まち未来科」で身に付けてほしい4つの力「ふるさと愛着力」「将来設計力」「社会参画力」「人間関係調整力」を、地域と協働して育みます。

地域及び関係各所と連携・協働しながら、幼児、児童生徒に、「健全な心と体」、「確かな学力」、「学び続ける力」「未来を生き抜く力」を育み、自らの夢や目標がもてるよう育成します。

○ 心豊かに 共に生きるまちづくり

⇒お互いの良さを認め合い、誰一人取り残さない社会

⇒誰もが学び続け、よりよく生きようとする社会

「心豊かに 共に生きるまちづくり」とは、自らが生涯にわたって主体的に学習し、様々な人たちとの交流を通して、お互いに認め合う人間関係を構築して、もてる能力や生涯の「学び」を地域に還元しながら、豊かに暮らしていくことを希求するものです。こうして、誰一人取り残すことのない持続可能な社会をめざします。

○ 心をつなぎ 未来を拓くひとづくり

⇒よりよい集団、社会づくりをめざし、課題を解決しようとする子ども

⇒まちづくりや次世代の育成に参画し、誰もが主役になれる社会

「心をつなぎ 未来を拓くひと（づくり）」とは、創造性に溢れ、困難にも負けない前向きな意識で、地域の核となって協働してまちづくりに参画できる人のことです。心をつないで、思いやめざす姿を共有しながらひとづくりを行うことで、豊かなまちづくりにつながるとともに、誰もが主役になれる“なんぶ暮らし”がつくられていくと考えます。

〔教育目標 と 教育方針〕

目標1 人権文化のまちを次世代につなぐ

2022年度に「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」を改訂し、部落差別のみならず、障がいのある人の人権、男女共同参画に関する人権、子どもの人権ほか様々な人権課題の解決に取り組んでいます。

こうした人権を意識した環境づくりによって、一人一人が個人として尊重され、安心、安全に暮らすことのできる人権文化のまちをめざします。このことは、教育施策を推進する場合においても同様であり、礎となる考え方と捉えて、各教育事業を企画・立案・実施・検証していきます。

目標2 人権尊重の学びを推進する

人権とは、全ての人が生まれながらにして有している固有の権利です。このことを十分に理解し、自他の人権を尊重しながら平和で幸せな社会を実現することを目的とした各人権教育施策の展開が教育行政の責務です。

本町では、0歳から15歳までの人権教育プログラム「ミカエルプログラム」を開発し、人権感覚・知識・行動化の視点を意識して実践したり、人権に関する理解と感覚を意識しながら行動化につなげるための研修「ミカエル・セミナー」を充実させたりしてきました。今後も、こうした世代や立場を超えた人権尊重の学びを着実に推進していきます。

目標3 多様な学びの環境を整える

現代の教育行政には、あらゆる人の多様な学びを担うための機会や学びの質を保証する教育支援体制の確立が、これまで以上に求められています。

プロジェクトチームを立ち上げるなどして、意見や課題を吸い上げたり、事業実施の客観的な根拠(エビデンス)を抽出したりするなど、求められる多様な学びに応える教育環境を着実に整えていきます。こうした取組をとおして、町民だれもが主役となり、人生を豊かにするための知識や技能・態度や価値観を身に付けられる南部町を目指します。

目標4 新たな学びを創造する

現代は、スマートフォンや各種情報端末を通じて、時間と空間を越えて、世界各地のあらゆる情報を個人が容易に入手することができる時代です。

また、これまで想像さえできなかった人工知能等の先端技術により、今後の生活がさらに大きく変化していくことは間違いありません。それに伴い、求められる教育事業の質・機会の多様化、複雑化、高度化が推察されます。このため、町民のだれもが生涯にわたって新たな学びを獲得し、学びの質を向上させることができる体制・取組を追求していきます。

目標5 学びを伝え、つなぎ、広げる

地域が誇る伝統や文化・芸術など南部町の良さを教育によって、また世代を越えて「学びを伝え、つなぎ、広げる」ことが求められています。それらを実現するには、豊かなコミュニケーション能力やグローバルマインド等の意識を有した人材の育成が不可欠と考えます。

そのために、町民全体の教育への参画を促進するコミュニティ・スクールの充実・発展などの取組により、地域課題の解決に貢献できる人材育成に努め、生活の質と幸福度の高い南部町の実現に寄与していきます。

目標6 豊かな学びの情報を届ける

先進的かつ有益な教育事業の紹介など、学びに必要な情報を対象となる町民に確実に届けることができれば、期待する成果を得られるとともに、事業の充実・発展につなげることができます。

このため、町のウェブサイトや各小中学校のブログほかを通じて、必要な教育情報を発信し、町民が学ぶ場や機会を効率的かつ確実に届けることで、生涯学習社会の実現に寄与していきます。

令和 6 年度 南部町教育行政施策の概要

I. はじめに

本町教育委員会は、「南部町教育 一步前へ」の精神のもと、コミュニティ・スクールを土台とした「学校教育」と県内随一の行動力を有する「社会教育」を両輪として、教育行政の戦略的・創造的な取り組みを進めており、本年 3 月には、第Ⅰ期、第Ⅱ期それぞれの教育振興基本計画を踏襲しつつ、アフターコロナと呼ぶべき、新たな時代を見据えた新たな教育の推進を盛り込んだ第Ⅲ期教育振興基本計画の改訂を行いました。

その中では、「ふるさとを愛し、志高く、南部町から未来を切り拓くひとづくり」という教育の理念は変えることなく、教育目標に南部町で生まれ育ったことへの誇りやウェルビーイングという概念を取り込み、体系的な計画の全体像とその見える化を図りました。

ここ数年間、世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症は終息には至っていませんが、社会全体は新しい生活様式等も取り入れつつ、工夫や改善された形で活動が再開し、これまで以上に人が集い、賑わいを見せている状況にあります。

教育においてもコロナ禍での経験を活かし、デジタル技術を活用した体験や多様な人とののかかわりによる学びを深め、デジタルの効果的な活用による教育のDXを積極的に進める転換期にあたっています。

このタイミングで教員不足が深刻な状況に陥り、加配定数は削減される中、学校現場はこれまで以上に個別な対応や保護者への対応、新しい教科書への対応、デジタル化への対応など様々な事柄への対応は増加傾向にあり、教職員の負担は軽減するどころか負担増加と捉えざるを得ない現状にあります。

「令和の日本型教育」を進める前提には、「令和の働き方」を教育行政が主導する必要性を強く感じています。

そのためには、行事の精選や勤務時間の管理ばかりではなく、コミュニティ・スクールを土台に、「地域とともに歩む学校づくり」を進め、学校教育そのものを社会に開いていくことが重要と考えます。

そこで、昨年度の 12 月 15 日(金)には、「全国コミュニティ・スクール研究大会 by 鳥取県南部町」を開催し、全国から Web も含めて 1,662 名もの参加をいただき、成功裏に大会を終えることができました。

大会では、事例発表やパネルディスカッションでの深まり、南部町のコミュニティ・スクール導入の成果と課題、コミュニティ・スクールで育った高校生や若者による分科会の運営や発表、社会教育をはじめとする地域人材の豊富さと熱意、何より大会関

係者の心温まるおもてなし等、参加者の多くから称賛の声をいただきました。

この大会を南部町のコミュニティ・スクールのリスタートと位置づけ、今年度は学校運営協議会やCS委員会での熟議を今一度深め、地域とともにある学校づくりを学校関係者に閉じず、地域全体にも発信していきたい。

また、学校における不登校の出現率が増加傾向にあることと中学校の部活動の地域移行が喫緊の課題です。

不登校については、新型コロナウイルス感染症の影響の有無も勘案しつつ、すべての児童生徒の学習機会を保障するために、学校だけでなく、学校以外の居場所や見守り、相談など、社会全体で家庭教育支援も含めて学びや育ちを支える教育環境を構築していかなければなりません。

部活動の地域移行については、南部町部活動の在り方検討会からの提言をもとに、令和8年度からの地域クラブへの移行を目指して、本町の強みである総合型地域スポーツクラブ「スポ net なんぶ」を核とした地域移行を加速させるため、合同部活動の拡大や地域人材による指導の拡充に取り組みます。

社会教育においては、高校生サークルの活動形態をこれまでの事務局主導から高校生自身の主体性を前面に押し出した活動への変換を図り、新☆青年団は昨年度からの地域おこし協力隊を核とした自立を加速させ、社会教育委員の会も社会教育委員自身の発案等を尊重できる体制のもと、具体的活動に取り組みます。

その他には、高校生サークル、新☆青年団を挟む年齢の子ども会や成人を対象とした社会教育のメニューや公民館活動の見直しに向かうための現状分析など多岐にわたる課題の解決にステップを踏んで取り組みます。

教職員の働き方改革による授業力向上と児童生徒理解の深化、公民館活動と学校部活動の融合、学校部活動の地域移行、不登校児童生徒の地域の居場所づくり、社会教育による学校施設の利活用など、すべての町民にとってウェルビーイングを意識した教育行政が展開できるよう、学校教育と社会教育がまさに一体となって教育活動を行なう時代が始まっています。

教育委員会が担うべき課題は多岐にわたっており、以下に記す重点施策に挙げている項目について、計画的な実施に向けて取り組みます。

最後に、「次世代が誇れるなんぶ暮らしを創造する」という本町の経営理念、「子どもたちが元気に学び遊ぶ、若者が未来に希望を抱き、人々が幸せを実感できるまちづくりをしよう」という2024経営方針のもと、南部町教育を起点に町全体が新たな景色を望み、子どもからお年寄りまで笑顔あふれる南部町となることを祈念します。

Ⅱ. 重点施策

【総務・学校教育課】

1 不登校の未然防止・早期対応の取組強化

- (1) 児童生徒の生活及び学習環境に届く「チーム学校」の動きの確立と機関連携の強化
- (2) 専門家の指導助言による児童生徒理解に基づいた支援の実践と、教職員一人一人のスキル向上及び学校組織としての支援体制の充実

2 学力の向上

- (1) 主体的・対話的で深い学びを通して進める、ICT活用能力も取り込んだ3つの資質・能力の育成
- (2) 子どもたちの表現活動を学びの深化につなげ、子どもたちが学習の主体者として取り組む授業づくり

3 コミュニティ・スクールの充実

- (1) コミュニティ・スクール全国大会の開催を契機とした中学校区学校運営協議会と各校CS委員会の再構築
- (2) 協働活動統括推進員による取組支援と地域学校協働活動との連携強化

4 部活動改革の推進

- (1) 部活動指導員の増員、部活動希望入部や合同部活動・合同練習の実施等、町単位の部活動を見据えた取組の推進
- (2) 「南部町部活動あり方検討委員会」での学校部活動、地域クラブ活動の今後のあり方に関する基本的な計画の策定及び保護者、地域住民への周知・啓発

5 GIGAスクール構想によるICT活用の支援

- (1) デジタル教科書やデジタルドリル教材の利活用やオンライン校外学習などICTを活用した授業実践を支える環境整備
- (2) 定期的に関催するICT担当者会での授業実践交流及びICT支援員及び専門家を活用した授業支援

【人権・社会教育課】

1 次代の町を担う人材の育成

- (1) 多様な世代、とりわけ働く世代を意識した生涯学習・社会教育の場の提供
- (2) 高校生サークル・新☆青年団の活動支援と広報の充実、他地域との交流活動の促進

2 人権教育・人権啓発の推進

- (1) 身の回りの差別や不合理に気づく人権教育、人権啓発活動の充実
- (2) 人権学習推進委員、各振興協議会との連携による身近な人権課題の学習機会提供

3 家庭教育支援の推進

- (1) 「スマイルサポートなんぶ」を核としたアウトリーチ型家庭教育支援体制の充実
- (2) 家庭や家族のあり方を考える機会の提供による家庭の教育力向上

4 文化財保護の啓発

- (1) なんぶふれあい館を拠点とする文化財保護の啓発
- (2) 文化財保管倉庫の年次的な整理、埋蔵文化財包蔵地等における試掘調査の実施

5 図書館利用の促進

- (1) 地域や団体と連携した図書館づくりの推進
- (2) 情報拠点施設としての確立、住民の求める知識や情報の的確な提供

Ⅲ. 重点施策に基づく具体的な取り組み

【総務・学校教育課】

重点施策	具体的な取り組み
1 不登校の未然防止・早期対応の取組強化	○不登校対策事業 ・スクールカウンセラーをはじめ専門家の指導助言を得るとともに教育支援センターを拠点とした支援・相談等、児童生徒の実態に応じた対応の充実を図る。 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ・ケース会議の開催を通して、多様な背景・実態のある児童生徒に、より精度の高いアセスメントで包括的に働きかける体制を整える。 ○児童生徒就学援助・奨励事業 ・援助が必要な世帯の保護者の経済的、心理的負担を軽減し、児童生徒の充実した教育活動を支援する。 ○特別支援教育充実事業 ・特別支援教育コーディネーターを配置し保小中連携の強化や就学支援を行うとともに、会見小・西伯小に各1名特別支援教育支援員を配置し特別支援学級在籍児童の学習・生活の指導・支援の充実を図る。 ○学習支援員配置事業（小・中学校） ・特別な支援を要する児童生徒への学習面・生活面の指導や支援により、学力の定着や社会性の育みを支える。 ○通学定期券発行事業（小・中学校） ・遠距離通学をする児童生徒に定期券を支給し、安心安全な登下校の確保と保護者負担の軽減を図る。 ○学校トイレ洋式化事業 ・家庭と同様で安心して使えることやバリアフリー化の観点から、町立学校のすべてのトイレを洋式化する。
2 学力の向上	○外国語指導助手（ALT）配置事業 ・外国語活動及び英語科の充実を図るとともに「イングリッシュデイキャンプ」を開催し、生きて働く英語力の育成につなげる。 ○会計年度任用職員雇用（教育委員会） ・教職員が業務に専念できる環境整備に資する。 ○少人数学級対応事業 ・小学校は全学年30人学級、中学校は1年生33人学級、2・3年生35人学級を編制する。（協力金対象：会見小6年） ○学校経営校長戦略事業

	・先進地視察や模擬授業の実施、授業研究会の開催、プログラミング体験の実施、問題データベース導入等特色ある取組により、各校の課題解決を図る。 ○幼児教育・保育専門員配置事業 ・園経営の支援、研修機会の提供、保小連携・接続の充実等により、園経営及び保育の質の向上を図る。 ○学校管理費（小・中学校） ・学校施設設備の維持管理、学校運営管理に必要な物品購入、児童生徒及び教職員の健康・安全事業等を行う。 ○学校司書雇用事業（小・中学校） ・公立図書館と連携し、児童生徒や教職員の実態や希望に沿った図書館教育環境の整備を行い、教育活動の多様化・活性化・充実を図る。 ○教育振興費（小・中学校） ・教育目標の達成に向け、標準学力調査や hyper-QU テスト等の分析を生かした授業改善や学年・学級経営の充実を図る。 ・小学校1～3年生の教材費の無償化と小学校全学年の学級費の廃止、制服購入経費助成等により保護者負担の軽減を図るとともに就学が円滑に行われるようにする。 ○給食センター管理費（会見・西伯） ○賄材料購入費（会見・西伯） ・町の特色を生かした給食を効率的かつ安全・安心・安定的に提供し、児童生徒の健康な体づくりとともに食育により地元へ愛着をもつことをめざす。
3 コミュニティ・スクールの充実	○教育委員会費 ・教育行政の運営、施策について協議し、南部町教育のより一層の充実を図る。 ○教育委員会事務局費 ・教育課題解決に向けた教育委員会事務局及び町立学校の円滑な運営を図る。 ・中学校等新入生入学祝い金を贈る。 ○特別支援学校通学支援事業 ・公共交通機関による特別支援学校への通学が困難な児童生徒を対象に送迎を行い、児童生徒の安心・安全な登下校の確保と保護者の負担軽減を図る。（県立米子養護学校3名） ○地域とともに歩む学校づくり推進事業（事務局、小・中学校） ・地域住民とめざす子ども像を共有した協働による活動を推進し、地域総ぐるみで子どもを育むしくみや環境を整える。 ○高校等通学定期券助成事業 ・高校等への通学定期券及び回数券購入費の半額を助成する

	ことで、安心安全な通学を確保するとともに保護者の負担軽減を図る。 ○学校主事雇用事業（小・中学校） ・給食関連業務や学校用務、環境整備等を円滑に実施し、教育環境を整える。
4 部活動改革の推進	○公用車管理事業 ・公用車を運行し、休日の登下校や平日の下校臨時便、部活動合同練習、校外学習バスの補充等を行い、円滑な教育活動を支援する。 ○部活動指導支援事業 ・クラブコーディネーターを配置し、地域、学校、行政が協働して「南部町部活動の地域移行のあり方に関する提言」を踏まえ地域移行をすすめるとともに、クラブ指導員の配置により部活動の質的向上や指導体制の充実、教職員の負担軽減を図る。 ○教育振興助成事業 ・中学校の部活動において、中国大会以上に出場するのに必要な旅費、大会参加費、運搬経費などを補助する。
5 GIGAスクール構想によるICT活用の支援	○ICT活用事業 ・ICTを活用しながら学びの深化を図り主体的に学びに向かう力を育むとともに、ICT支援員を配置し端末とネットワークを効果的に活用できるよう支援する。 ○コンピュータ整備事業（小・中学校） ・コンピュータ環境の整備により機器活用が図られ、より豊かな授業を行う。 ○学校防犯対策強化事業 ・防犯カメラやモニター、非常通報装置を設置し、不審者の侵入を未然に防ぐ一助とする。

【人権・社会教育課】

重点施策	具体的な取り組み
1 次代の町を担う人材の育成	○公園管理事業 ・町内外スポーツ団体・愛好者の交流、健康増進等につなげるため、安全な施設管理・維持に努める。 ○社会教育委員報酬 ・社会教育に関する諸計画を立案するとともに、青少年に関する事項ほか各種事業について審議する。 ・住民の意向を施策の企画・立案に資するための学習課題の抽出や意見具申等を行う。 ○社会教育総務事務費

- ・社会教育体制充実のため、「社会教育主事養成事業」に職員を派遣する。
- ・社会教育関係者の資質・能力向上のため各種研修会への参加を促すとともに、社会教育関係団体の活動を支援するため補助金及び負担金を支出する。
- スポーツ・文化表彰
 - ・学校、総合型地域スポーツクラブ、地域振興協議会等から推薦を受けた個人・団体に対し、成績に応じた各賞を授与することでスポーツ・文化活動の振興に寄与する。
- 二十歳の集い
 - ・町全体での祝意を伝える式典・記念植樹等により、参加対象者の郷土愛を醸成する。
- 高校生サークル魅力化事業
 - ・毎年5月2日の体験的活動等休業日に、町内出身の高校生が主体となり、小中学生の居場所および体験活動の場を企画・運営する。
 - ・国際交流事業（ベトナム）への参加を通して、異文化理解を深めるとともに、郷土愛の醸成を図る。
- 青年団活性化事業
 - ・新☆青年団「へん to つくり」への研修・交流機会の充実により、グローバル視点を有した人材育成に努める。
 - ・香港における地域再生の取組視察、現地青年団体等との交流を通して、町の魅力を高める取組につなげる。
- 地域おこし協力隊活動支援事業
 - ・町内の教育資源を活用し、地域と積極的に関わることで地域ニーズ・課題を把握するとともに、人づくりの好循環を生み出す事業の創出をめざす。
- 南部町公民館運営費
 - ・公民館の適切な維持管理及び運営を行い、生涯学習・社会教育の交流拠点としての役割を果たす。
- 公民館活動事業
 - ・公民館学級、公民館まつり、生涯学習作品展のほか、全世代が参加できる生涯学習の機会を提供する。
 - ・生活課題の解決に向けた社会教育活動を実施する。
- 公民館運営審議会委員報酬
 - ・各種事業における企画・立案・実施・検証等について、調査・審議を行うことで、公民館活動の充実を図る。
- スポーツ推進委員報酬
 - ・学校、公民館の教育機関ほか、求めに応じてスポーツの実技指導を行うことで、生涯スポーツを普及・促進し、町民の健康・体力の増進に寄与する。

	○スポーツ推進審議会委員報酬 ・町のスポーツ推進に関する重要事項の調査・審議を行い、生涯スポーツへの体制・環境整備の促進を図る。 ○保健体育総務費事務費 ・社会体育関係団体や各種スポーツ大会を支援することによる生涯スポーツの普及促進を通して、住民の健康増進に資する。 ○総合型地域スポーツクラブ支援事業 ・町内生涯スポーツの拠点となる南部町総合型スポーツクラブの健全な事業運営を図る。 ○体育施設管理事業 ・町内体育施設を住民相互の交流の場として位置づけるとともに、利用者の心身の健康増進につなげる。 ○ねんりんピック 2024 鳥取大会開催事業 ・当該大会の開催を通じて、健康寿命の延伸と一人一人の意欲や能力などを最大限発揮できるエイジレス社会の構築に資する。
2 人権教育・人権啓発の推進	○犯罪被害者等見舞金支給事業 ・犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により重傷を負った住民へ見舞金を支給する。 ○人権対策事務費 ・人権課題をテーマに学習する「ミカエル・セミナー」、「振興区別人権問題交流懇談会」ほか、多様な学習機会により、町民の正しい知識と人権感覚を育む。 ○就職奨励金支給事業 ・身体・知的障がい、社会的事情等により就職にあたって困難と認められる方々への支援により、人権尊重社会の実現に寄与する。 ○人権啓発地方委託事業 ・幅広い世代の人権感覚を養うため、人権コンサートや講演（公演）会など多様な研修方法を検討・実施する。 ○隣保館運営審議会委員報酬（宮前隣保館） ・両隣保館が町の人権施策の拠点としての役割を担っていくため、当該審議会を年間2回開催し、事業の評価や館の運営等について審議する。 ○生活相談員設置事業 ・生活相談員が各家庭を訪問し、実態を把握することで課題の抽出を行うとともに、相談・支援の充実を図る。 ○館長報酬等（宮前隣保館）

	・熱と光の解放文化祭の開催ほか人権啓発を積極的に発信するとともに、安心して暮らせる健康長寿の地域づくりの拠点となるため、館長を配置する。 ○指導員報酬等（宮前隣保館） ・地区内外の住民が、各種事業に気軽に参加できる環境を整えるとともに、地域の交流拠点となるよう指導員を配置する。 ○隣保館運営事業（宮前隣保館） ・多様な世代を対象とした各種学習会・研修会を継続実施するとともに、生活相談や訪問活動による地区内の実情を把握すること等を通して、人権意識の向上をめざす。 ○館長報酬（西伯文化会館） ・同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けた事業を行うほか地域住民の学びと交流の場を保障するなど、町民の人権意識向上を図るため、館長を配置する。 ○指導員報酬（西伯文化会館） ・年間事業計画の作成、啓発及び広報活動、解放まつりほか各種事業の実施等を通して、町民の人権意識向上を図るため、指導員を配置する。 ○隣保館運営事業（西伯文化会館） ・地区内の多様な世代を対象とした学習、研修を通して自尊感情を高め、自立を促す。 ・町内外の方々への啓発・学習・広報を通じて、同和問題をはじめあらゆる差別問題の理解・解消をめざす。 ○老人館運営事業 ・地区内高齢者による様々な学習活動・交流活動・奉仕活動その他の体験活動を通して、生きがいある安心して暮らせる地域づくりをめざす。 ○進学奨励金支給事業 ・同和地区及び経済的理由で就学が困難な町内高校生・大学生を対象に奨学金を支給し、差別等に負けない力を育成するとともに、進学のを機会を保障する。 ○人権教育啓発専門員 ・振興区別交流懇談会を中心とした各種研修、講演、学習会の企画立案、事業実施などを通じて町民への啓発推進にあたる。町主催の人権学習の実施を支援する。
3 家庭教育支援の推進	○アートスタート推進事業 ・子どもの潜在的な可能性を引き出し、豊かな感性と創造性を育むことを目的に、未就学児を対象とした人形劇などの公演鑑賞を提供する。 ○家庭教育支援員配置事業

	・アウトリーチ型の家庭教育支援体制を充実するとともに、切れ目のない学びの場、子育て不安の解消に向けた相談の場を提供するため、家庭教育支援員を配置する。 ○土曜日の教育支援 ・土曜日や長期休業期間中、公民館において地域の方を講師・サポーターとして迎え、自然体験・ものづくり等の体験教室を年間 25 回程度実施する。
4 文化財保護の啓発	○文化財保護審議会委員報酬 ・文化財保護審議会を年間 2 回開催し、町の文化財保護行政について審議し、適宜助言を受ける。 ○文化財保護事業 ・文化財、特別天然記念物等の保護・管理を適正に行うとともに、有形・無形文化財を保存・管理・継承活動を行うための支援として補助金を交付する。 ○板祐生記念館活動事業 ・コレクションを常設展示するとともに、他館等との連携により、特別展を開催する。また、板祐生の研究の継続実施に加えて、所蔵品の修復作業を適正に実施する。 ○町内遺跡調査保存管理事業 ・町内の埋蔵文化財包蔵地において、適切な時期に必要な試掘調査を実施する。
5 図書館利用の促進	○図書館施設管理等運営事業 ・新鮮かつ質の高い様々な角度からの資料や情報を収集し、住民に提供する役割を担っている図書館の施設管理を適切に保つ。 ○図書館資料整備事業 ・町民・利用者が、様々な課題解決に対し意欲的に取り組むことができるよう、蔵書の充実、資料の整備を行う。 ○図書館司書等雇用事業 ・専門的知見を有する図書館司書を雇用し、利用者への資料や書籍貸出し、レファレンス対応ほか図書館施設を活用した読書活動の推進を図る。 ○図書館普及促進事業 ・おとなの図書館、わんこ読書会、手話講座ほか、年間を通じて幅広い年代を対象とした事業を実施することで、図書館機能の周知、利用の促進と拡大を図る。 ○図書館運営協議会委員報酬 ・町民に親しまれ、暮らしに役立つ図書館となるよう図書館運営協議会を設置、委員を委嘱し、事業計画・諸行事利活用者の拡充等について協議する。